

平成20年4月1日施行

水道原水及び浄水中のダイオキシン類 調査マニュアルの改訂について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、水道原水及び浄水中のダイオキシン類の調査マニュアルが改訂されましたので（平成 19 年 11 月 5 日付厚生労働省健康局水道課水質管理室事務連絡）、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 20 年 4 月 1 日より

■変更内容

水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアルが、最新の科学的な知見と技術革新を踏まえて改訂されました。

※ T E F（毒性等価係数）＜WHO, 2005＞の変更が平成 20 年 4 月 1 日から適用されることから、同採水分より変更させていただきます。

※なお、改訂版マニュアルに「以前の T E F（WHO, 1997）により算出した T E Q についても、当分の間、併記することが望ましい」とありますので、1 年間は併記してご報告いたします。

■水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアルの主な改訂事項

変更箇所	新	旧
用語の定義	ダイオキシン様 PCB (DL-PCB) 「コプラナーPCB とも呼称される」の表記を併記	コプラナーPCB
	TEQ(毒性当量)	TEQ(毒性等量)
測定分析 (抽出操作)	ソックスレー抽出法またはそれと同等の方法	ソックスレー抽出法
測定分析 (精製操作)	活性炭シリカゲルカラムクロマトグラフィー、アルミナカラムクロマトグラフィー、高速液体クロマトグラフィー、ジメチルスルホキシド分配処理のいずれかを組み合わせて行なう。なお、これ以外の精製操作についても、要件が満たされることを確認すれば使用できる。 また、「高速液体クロマトグラフィー操作」及び「ジメチルスルホキシド分配処理操作」を追記。	多層シリカゲル(又はシリカゲル)カラムクロマトグラフィーを通した後、活性炭シリカゲルクロマトグラフィー又はアルミナカラムクロマトグラフィーにより精製する。
測定分析 (検量線の作成)	「1 濃度について最低 3 回測定する」ことを追記。 ピーク面積の強度比が「塩素原子の同位体存在比から推定されるイオン強度比と±15%以内で一致することを確認する」ことを追記。	—略—
測定分析 (TEQ の算出)	TEF(WHO, 2005)を採用。	TEF(WHO, 1997)を採用。

(厚生労働省健康局水道課水道水質管理室資料「改訂概要」より改変)

以上